

山陽小野田市民病院清掃業務に関する質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	年末年始の休みや祝日に外来の清掃の実施はあるのか。	祝日も原則として外来の清掃は実施するが、年末年始等の長期休業中については、病院側と協議の上、不実施日を設けることがある。ただし、救急当番日等の状況による。
2	消耗品負担のビニール袋等とは、他になにが必要なのか。補充にペーパータオル、ディスペンサー、便座クリーナーとあるが病院負担か。消耗品の消毒剤の指定はあるのか。	<p>消耗品については、トイレットペーパー、水石鹸等、ビニール袋（市指定のゴミ袋を含む）等、患者や職員が使用するものは病院負担となる。清掃業務を実施する上で必要な用具、資材等は受託者負担となる。</p> <p>受託者が使用する用具、資材、消毒剤等に指定はないが、あらかじめ病院の許可を受けること。 （建物に悪影響を及ぼす危険性があるものは許可しない場合がある。）</p>
3	早朝清掃（8時まで）を夕方（17時以降）での作業でもよいのか。	原則として仕様のとおり実施すること。ただし、病院側と協議の上、病院の業務に支障がないと認められれば清掃時間帯を変更することは可能である。
4	ガラス清掃について、南側の乗り出すことができない場所はどのような清掃方法になるのか。	屋上からのブランコ作業等で清掃すること。なお、ガラス清掃等、業務の一部を第三者に再委託する場合は、病院側の承認を受けること。